

「逗子市火災予防条例の一部改正について」

1 趣旨

平成 25 年 12 月に「火を使用する器具等の取扱いに関する条例制定基準」の見直しを内容とする、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）が公布されました。また、平成 26 年 1 月に各市町村で定める火災予防条例の統一的運用を図るため、国から示されている火災予防条例（例）の一部が改正されたことにより、逗子市火災予防条例の一部を改正する準備を進めています。

今回の改正は、平成 25 年 8 月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、屋外における催しの防火管理体制の構築を図ることの改正です。

2 逗子市火災予防条例の一部改正（案）

(1) 指定催しの指定（条例第42条の2）

消防長は、屋外における大規模な催し（以下「指定催し」という。）に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合、市民に重大な被害を与えるおそれがある催しを指定しなければならない。

(2) 防火管理体制の構築（条例第42条の3）

指定催しを主催する者は、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、防火担当者の選任、防火担当者に火災予防上必要な業務の計画を作成させ、消防長に提出しなければならない。

(3) 開設の届出（条例第45条）

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しに際して行う露店等を開設しようとする者は、消防長に届け出なければならない。

(4) 罰則（条例第49条、第50条）

火災予防上必要な業務に関する計画の提出義務違反に対して罰則を規定する。

3 逗子市火災予防条例改正案

別添新旧対照表のとおり